

下野市「中小企業融資制度」のご案内

～新たな資金調達等を考えている中小企業の皆様へ～

下野市では、市内の中小企業者の資金調達を容易にし、中小企業の振興に寄与するため、市内金融機関と連携した融資を行っています。

融資の種類

運転資金

商品、原材料の仕入れ、買掛金の支払い、手形の決済等に利用できます

設備資金

店舗、陳列ケース等営業用施設の新増改築及び改装又は生産加工、修理検査等に使用する機械設備及び施設、車両等の設置に利用できます
※車両について、事務用、業務用とみられない場合は1台につき300万円を上限とします
(例 営業活動等に使用する乗用車、現場巡視等に使用するRV車 等)

円滑化資金

運転資金、設備資金の借換資金として利用できます
運転資金、設備資金の追加資金として利用できます

融資を受けられる資格

- ・市内に事業所を有する中小企業者及び個人で、引き続き1年以上現在の事業を営んでいること
- ・市税を完納していること
- ・経営が健全で返済能力が確実であると認められること
- ・栃木県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

		運転資金	設備資金
法人	市内本社 市内営業所	○	○
	市外本社 市内営業所	○	○
	市内本社 市外営業所	○	×
個人	市内居住 市内営業所	○	○
	市外居住 市内営業所	○	○
	市内居住 市外営業所	○	×

融資の条件(運転・設備資金)

貸付利率

1年以内:1.2%以内(運転資金のみ)
3年以内:1.4%以内 5年以内:1.6%以内
7年以内:1.8%以内 10年以内:2.1%以内

融資限度額

運転資金:1,000万円 設備資金:2,000万円

融資期間

10年以内

償還方法

一括又は月割償還 据置期間6カ月以内 繰り上げ償還も可能

信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

その他

償還期間中に据置期間を含む

融資の条件(円滑化資金)

貸付利率

3年以内:1.4%以内 5年以内:1.6%以内
7年以内:1.8%以内 10年以内:2.1%以内

融資限度額

1,000万円

融資期間

10年以内

償還方法

月割償還 据置期間6カ月以内 繰り上げ償還も可能

信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が半額補助)

その他

- ・借換の場合、借換元に延滞がないこと
- ・借換の場合、借換を行う金融機関と既往借入金の融資を行った金融機関は同一であること

円滑化資金の借換・追加融資の例

既存融資

運転資金

600万

円滑化資金

300万

追加融資

追加融資

500万

融資方法

運転資金

600万

400万
追加

円滑化資金

300万

100万

追加融資を運転資金400万円、円滑化資金100万円として借入
追加融資が運転資金の場合、円滑化資金を400万円に1本化可能

運転資金

500万
追加

円滑化資金

300万

600万
借換

運転資金を円滑化資金に借換、追加融資を運転資金として借入
円滑化資金を900万円に1本化可能

運転資金

600万

円滑化資金

300万

500万
追加

追加融資を円滑化資金として借入
新規融資が運転資金の場合、円滑化資金を800万円に1本化可能

運転資金

400万
追加

円滑化資金

300万

600万
借換

100万

運転資金を円滑化資金に借換、追加融資を運転資金400万円、円滑化資金100万円として借入
新規融資が運転資金の場合、円滑化資金を1,000万円に1本化可能

申し込みに必要な書類

共通書類

運転資金
設備資金
円滑化資金

- ・融資幹旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・法人の場合、直近2期分の決算書(財務4表)
- ・個人の場合、直近2期分の確定申告書の写し
- ・納税証明書の写し
- ・委任状
- ・その他市長が必要と認める書類

設備資金

円滑化資金の
設備資金を含む

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

円滑化資金

- ・保証料補助に関する確認書
- ・借換の場合、既往借り入れ分の貸出残高証明書及び借換計画書

受付及び担保

- ・申込受付: 随時(各取扱金融機関)
- ・担保及び連帯保証人: 取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

取扱金融機関

- (株) 足利銀行
 - ・小金井支店 TEL44-1311
 - ・南河内支店 TEL44-4111
 - ・石橋支店 TEL53-1236
- (株) 栃木銀行
 - ・小金井支店 TEL44-8488
 - ・石橋支店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
 - ・小金井支店 TEL44-5522
 - ・石橋支店 TEL53-1150

問い合わせ先

- 下野市商工観光課
TEL32-8907
- 下野市商工会
 - ・本所 TEL44-0202
 - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会
TEL53-0463